

令和7年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（10名）

1番	真鍋昭洋	2番	田中夏代子
3番	船久保信昭	4番	西村澄子
5番	吉永直子	6番	壽福正勝
7番	内野明浩	8番	吉居恭子
9番	上野彰	10番	中村孝三

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	井上澄和	副企業長	武末茂喜
参与	佐々木康広	参与	小原博
局長	安藤敏洋	総務課長	内田尚史
浄水課長	成富勅公	施設課長	寺田洋
料金課長	北島好英		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	村田直人	書記	山田誠
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号から議案第8号の上程、提案理由の説明
日程第4 議員提出議案第1号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第1号 春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第3号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5 号 春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 6 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 令和 7 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について
- 議案第 8 号 春日那珂川水道企業団監査委員の選任について
- 議員提出
議案第 1 号 春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開会 14時00分

○田中議長 皆さんこんにちは。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

10番中村孝三議員、1番真鍋昭洋議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日と2月3日月曜日の2日間と決定したいと存じますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日と2月3日月曜日の2日間と決定をいたしました。

日程第3、今次定例会に提出されております議案第1号から議案第8号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

井上企業長。

○井上企業長 本日、ここに令和7年第1回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

近年全国各地で異常気象の影響により自然災害が続く中、昨年1月には石川県能登半島で大地震が起こり、8月には宮崎県日向灘沖を震源とするマグニチュード7.1の地震発生により、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。9月には大地震の被災地であった能登地方が集中豪雨によって甚大な被害に見舞われ、今年13日、再び日向灘沖でマグニチュード6.6の大きな地震が発生し、南海トラフ地震との関連が心配されたところでございます。

このように大きな自然災害が続く中で、政府の取組として、災害に耐え得る重要施設の構築や上下水道施設の耐震化、施設規模の適正化などを一体的に推進していく方針が示されております。

本企业団では、両構成団体と協議しながら、引き続き災害に強い施設整備や危機管理の

充実などに取り組んでまいります。今後とも春日、那珂川両市民の皆様が安心して暮らし続けることができるよう、より安定した水道水の供給に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては今後とも御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日提出いたしております議案は、議案第1号から議案第8号までの8件でございます。

議案第1号春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項の移動が生じるため、規定の整備を図るものでございます。

議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、規定の整備を図るものでございます。

議案第3号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項の移動が生じるため、規定の整備を図るものでございます。

議案第4号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に伴い、管理職員特別勤務手当等の支給に関し、規定の整備を図るものでございます。

議案第5号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関し、規定の整備を図るものでございます。

議案第6号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

収益的収入におきましては、長期前受金戻入の減額、給水収益、他会計補助金の増額により、1,781万2,000円を増額するものです。

収益的支出におきましては、修繕費、負担金等の増額、委託料、動力費、薬品費、固定資産除却費等の減額により、5,070万9,000円を減額するものです。

資本的収入におきましては、浄水施設耐震化事業に伴う国庫補助金、出資金の増額、消火栓工事に伴う工事負担金減額により、217万8,000円を減額するものです。

資本的支出におきましては、浄水施設耐震化事業に伴う委託料及び工事請負費の増額、

設計等の委託料、配水管等の工事に係る工事請負費の減額により、6,063万4,000円を減額するものです。

議案第7号令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

水道事業収益の総額は31億59万8,000円で、前年度と比較しますと、営業収益は増収、営業外収益は減収となっており、前年度比約0.83%の増額となります。

水道事業費用の総額は29億273万9,000円で、主には配水施設に係る修繕費、通信運搬費、受水費等の増額、薬品費、業務委託に係る委託料、減価償却費、消費税及び地方消費税等の減額により、前年度比約1.5%の減額となります。

収益的収支の結果、令和7年度の税抜き後純利益は1億517万3,000円となります。

次に、資本的収入の総額は3億5,174万1,000円で、前年度比約2%の減額となります。これは、国庫補助金の増額、工事負担金及び出資金の減額によるものです。

資本的支出の総額は15億7,550万2,000円で、前年度比約15%の増額となります。これは、主には企業債償還金及び福岡地区水道企業団への投資の減額、浄水場関連の工事請負費、配水管等の工事に係る工事請負費及び固定資産購入費の増額によるものです。

結果、資本的収支の不足額は12億2,376万1,000円となり、内部留保資金等で補填いたします。

議案第8号春日那珂川水道企業団監査委員の選任についてにつきましては、和志武三樹男氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任することについて同意を求めるものでございます。

上程いたしました議案は、いずれも水道事業運営上、極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

内田総務課長。

○内田総務課長 総務課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号から議案第8号までについて補足説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

議案第1号春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてでございます。

これは、地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任の引用条項の移動が生じることから、規定の整備を図るものでございます。

5ページを御覧ください。

議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

これは、刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、関係条例の規定の整備を図るものでございます。

9ページを御覧ください。

議案第3号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の承認の引用条項の移動が生じることから、規定の整備を図るものでございます。

12ページを御覧ください。

議案第4号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に伴い、管理職特別勤務手当の支給対象拡大並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に住居手当を支給できるよう、規定の整備を図るものでございます。

15ページを御覧ください。

議案第5号春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを行うため、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、議案第6号令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

56ページを御覧ください。

A3横の令和6年度補正予算（第2号）と題した資料をつけております。これにより説明を行います。

上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が

収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出についてでございます。

収入予算額。水道事業収益において、1,781万2,000円の増額補正を予定しております。

内訳につきましては、営業収益において給水収益2,780万円の増額補正、水道料金でございます。

営業外収益においては、他会計補助金1万2,000円の増額補正、これは構成団体からの児童手当の増額によるもの、長期前受金戻入1,000万円の減額補正、これは工事の変更等により当初見込みを下回ったものでございます。

次に、右側の支出予算額でございます。

水道事業費用において、5,070万9,000円の減額補正を予定しております。

内訳につきましては、営業費用においては原水及び浄水費6,200万円の減額補正、主には委託料の減額によるものでございます。

配水及び給水費830万4,000円の増額補正、主には修繕費の増額によるものでございます。

業務費60万円の減額補正、主には委託料の減額によるものでございます。

総係費398万4,000円の減額補正、人件費、委託料等の減額によるものでございます。

議会費32万円の減額補正、旅費の減額によるものでございます。

資産減耗費1,000万円の減額補正でございます。

営業外費用においては、支払利息33万9,000円の減額補正、消費税及び地方消費税1,823万円の増額補正を予定しております。

枠外を御覧ください。

収益的収支。収益的収入30億9,369万1,000円、収益的支出28億9,642万2,000円、収支差引額1億9,726万9,000円、税抜き後の純利益は1億3,457万2,000円となり、既決予定額との差額は7,908万7,000円の増となります。

次に、下段の資本的収入及び支出についてでございます。

収入予算額。資本的収入において、217万8,000円の減額補正を予定しております。

工事負担金287万円の減額補正、消火栓設置等工事の減によるものでございます。

国庫補助金46万2,000円の増額補正、埋金浄水場耐震補強及び補修工事、東隈浄水場2号脱水機耐震補強実施設計業務によるものでございます。

出資金23万円の増額補正、国庫補助金と同様に浄水場施設耐震化事業として、構成団体からの出資でございます。

次に、右側の支出予算額でございます。

資本的支出において、6,063万4,000円の減額補正を予定しております。

建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費1,671万4,000円の減額補正、主には補償費の減額によるものでございます。

配水施設整備費3,868万円の減額補正、主には工事請負費の減額によるものでございます。

諸設備費477万円の減額補正、量水器の出庫数の減によるものでございます。

企業債償還金においては、15万円の増額補正でございます。

国庫補助金返還金においては、62万円の減額補正でございます。

枠外を御覧ください。

資本的収支。資本的収入3億5,674万円、資本的支出13億2,487万7,000円、差し引きますと9億6,813万7,000円の不足が生じます。これにつきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額6,691万6,000円、建設改良積立金3億円、過年度損益勘定留保資金6億122万1,000円で補填をいたします。

続きまして、議案第7号令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算についてでございます。

93ページを御覧ください。

A3横の令和7年度当初予算と題した資料をつけております。これにより説明いたします。

こちらが議案第6号の補正予算と同じく、上段が収益的収入及び支出、下段が資本的収入及び支出となっており、それぞれ左側が収入、右側が支出となっております。

まず、上段の収益的収入及び支出でございます。

水道事業収益の予算額は、31億59万8,000円となっております。

内訳としまして、営業収益の給水収益25億5,824万1,000円、水道料金収入でございます。

その他営業収益1億559万7,000円、下水道賦課徴収委託料等の収入でございます。

次に、営業外収益でございます。

加入負担金1億6,604万5,000円、給水装置工事の申込みの際に収納するものでございます。

他会計補助金350万3,000円、福岡地区水道企業団へ支払う費用や児童手当で構成団体からの収入となります。

長期前受金戻入2億4,706万9,000円、これは国庫補助金、負担金等で取得しました資産の減価償却に相当する金額を計上しております。

その他営業外収益2,014万3,000円、これは受取利息等の収入でございます。

次に、右側の水道事業費用です。

水道事業費用の予算額は29億273万9,000円となっております。

営業費用の原水及び浄水費 5億6,808万7,000円、これは浄水場に関する経費でございます。

配水及び給水費 1億5,880万1,000円、これは配水池から各使用者へ水を送るための経費でございます。

業務費8,307万9,000円、料金徴収に係る経費でございます。

総係費 4億1,670万4,000円、企業団の全般的な管理事務を行うための経費でございます。

議会費501万8,000円、監査費73万3,000円となっております。

受水費 5億2,065万2,000円、福岡地区水道企業団からの受水に係る費用でございます。

減価償却費10億792万8,000円、資産の減価償却に伴う費用でございます。

資産減耗費2,588万6,000円、管路更新等による除却資産の残存価格でございます。

次に、営業外費用です。

補助金39万9,000円、福岡地区水道企業団へ支出するものでございます。

支払利息6,509万7,000円、企業債の償還利息でございます。

消費税及び地方消費税3,903万7,000円、雑支出131万8,000円、過年度の水道料金還付支払い等でございます。

予備費は1,000万円としております。

以上が収益的収入及び支出でございます。

枠外を御覧ください。

収益的収支。収益的収入31億59万8,000円、収益的支出29億273万9,000円、収支差引きは1億9,785万9,000円、税抜き後の純利益は1億517万3,000円となります。

次に、下段の資本的収入及び支出でございます。

資本的収入の予算額は、3億5,174万1,000円となります。

内訳としまして、企業債3億円、配水管整備事業に充てるために借り入れるものでございます。

工事負担金921万1,000円、消火栓の設置工事等に伴う収入でございます。

国庫補助金320万円、浄水場施設耐震化事業に係る収入でございます。

出資金3,933万円、福岡地区水道企業団への出資及び国庫補助金と同様に浄水場施設耐震化事業として構成団体からの収入でございます。

次に、右側の資本的支出でございます。

資本的支出の予算額は、15億7,550万2,000円となっております。

建設改良費のうち水源・浄水場施設整備費2億1,863万1,000円、浄水場施設の更新等に要するものでございます。

配水施設整備費7億6,699万1,000円、配水管などの管路整備に要するものでございます。

諸設備費8,143万6,000円、水道メーター出庫、固定資産購入に要するものでございます。

企業債償還金4億6,279万1,000円、企業債の償還元金でございます。

国庫補助金返還金292万3,000円、国庫補助金の消費税相当額を返還するものでございます。

投資3,773万円、福岡地区水道企業団へ出資するものでございます。

予備費500万円でございます。

枠外、右側を御覧ください。

資本的収支。資本的収入3億5,174万1,000円、資本的支出15億7,550万2,000円となり、収支差引きは12億2,376万1,000円の不足額が生じます。

この不足額につきましては、その下に記載しております消費税資本的収支調整額9,150万9,000円、過年度損益勘定留保資金11億3,225万2,000円で補填をいたします。

96ページを御覧ください。

議案第8号春日那珂川水道企業団監査委員の選任についてでございます。

議案第8号につきましては、先ほど企業長の説明にありましたように、当企業団の監査委員1名の任期満了に伴い、引き続き同監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○田中議長 これにて提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

日程第4、議員提出議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真鍋議会運営委員会委員長。

○真鍋議員 議員提出議案第1号春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書97ページを御覧ください。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び刑法の改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要が生じたことから、今次定例会に上程し、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○田中議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

2月3日月曜日は午後2時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 14時32分